

容量市場「容量確保契約約款（対象実需給年度：2030年度以降）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9,10	以下の2点について、確認させていただきたい。 ① 実需給の4年前にCCS改修後の期待容量低下を把握出来ている場合には、電源情報登録の段階で期待容量を減じることは問題ないか ② 4年前の電源情報登録以降に、CCS改修に伴う期待容量の低下を把握した場合には、当該容量分はペナルティ対象外となり得るか （理由） 容量確保契約約款第12条第1項第12号および第13条第3項では、既設火力電源が長期脱炭素電源オークションで落札され、長期脱炭素電源オークションの制度適用となった容量については、市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とされている。 一方、CCS付火力として既設火力を改修する場合、長期脱炭素電源オークションの制度適用容量に加えて、既設火力からCO2分離回収設備へ供給する電力に相当する容量についても、既存の容量市場へ供出できなくなる可能性がある。 そのため、当該容量についても、CCS化に伴い不可避免的に供出不能となる容量であることから、第13条第3項の経済的ペナルティ適用除外の対象に含まれるかどうかを明確化していただきたい。（なお、4年前の段階で低下容量を把握できていれば、期待容量を予め減じて登録するものと認識しており、その対応で問題ないかを併せて確認したい）	4年後の期待容量低下が把握できている場合には、その容量を減じて応札していただくこととなります。応札以降に判明した場合には、速やかに退出していただく必要があります。
2	11	2030年度以降の約款において、実効性テスト結果における市場退出の考え方において、今年度から【応札容量（調整係数反映前から実効性テストにおける未達成量を差し引いた後、調整係数を反映した数値）にて市場退出の数値を算出することとなっております。この方式で計算をする場合は、全量市場退出ベナの負担が増大する可能性が高まることから、2029年度向け要綱と同様の内容としていただきたい。	ご指摘の点については、明確化の観点から記載を変更したものであり、実需給2029年度の内容と異なるものではございません。
3	14, 21	第15条 実需給期間前のアセスメント 第2項②に、「容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。」とある。一方で、第18条 実需給期間中のアセスメント 第2項②では、「容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から7営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。」とある。異議申し立てに関しては、実効性テストおよび実需給の何れの場合も、突合結果不一致の内容確認に時間が掛かることから、何れも、「通知を受けた日から7営業日以内」と平仄を合わせていただきたい。	後続業務のスケジュール等の兼ね合いから、5営業日としておりますので原案の通りとさせていただきます。事業者の皆様におかれましては負荷が高くなり恐縮ですが、よろしくお願いいたします。
4	15	2030年度以降の約款において、実効性テスト結果における経済的ペナルティの考え方において、今年度から【応札容量（調整係数反映前から実効性テストにおける未達成量を差し引いた後、調整係数を反映した数値）にて金額を算出することとなっております。この方式で計算をする場合は、経済的ペナルティの負担が増大する可能性が高まることから、2029年度向け要綱と同様の内容としていただきたい。	ご指摘の点については、明確化の観点から記載を変更したものであり、実需給2029年度の内容と異なるものではございません。
5	23	実需給期間中の経済的ペナルティの年間上限額は容量確保契約金額×110%とされているため、文字どおり実需給期間中の経済的ペナルティの年間上限額は容量確保契約金額 × 110%ということでしょうか。 年間上限額も定められているため、場合によっては実需給期間中の経済的ペナルティが年間で容量確保契約金額×110%を超えることがあるのかどうか念のため確認したい趣旨です。	容量確保契約約款第20条第1項に示すとおり、実需給期間中の経済的ペナルティの上限のうち、年間上限額は以下の通りです。 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
6	23	次の2つは実需給期間中の経済的ペナルティの上限額の範囲外という理解でよいでしょうか（そうだと考えられますが念のため確認したい趣旨です。）。 ・市場退出時の経済的ペナルティ ・実需給期間前のリクワイアメントを達成できなかった場合の経済的ペナルティ	市場退出時の経済的ペナルティについては、ご認識の通り実需給期間中の経済的ペナルティの上限の範囲外となります。一方で、容量確保契約約款第20条第1項①における※のとおり、第16条第1項第1号(1)に定める経済的ペナルティが科される場合、年間上限額は、当該金額を差し引いた金額となります。

No.	頁	ご意見	回答
7	33	意見 第3条及び別添「用語の定義」に定める「供給力提供開始実績」について、供給力提供開始予定と同一の暦月内に供給力提供を開始した場合は、月途中であっても当該月を供給力提供開始実績として扱い、遅延に係る経済的ペナルティの対象外としていただきたい。これが困難な場合には予定月の初日から実際の供給力提供開始日の前日までの未提供日数に応じて、経済的ペナルティを日割りで算定していただきたい。 理由 供給力提供開始予定は月単位で設定される一方、月途中に開始した場合を一律に翌月開始として扱うと、数日間の遅延であっても1か月分の容量確保契約金額の110%に相当するペナルティが科される可能性がある。連系試験、性能確認試験等の完了日を必ず月初日に合わせることは実務上困難であり、実際の未提供期間を超える過大な負担となる。	供給力提供開始予定は事業者にて設定いただくものであり、従来どおり、遅延しないよう設定してください。
8	36	実需給期間前のリクワイアメントと年度途中に運転開始する電源のリクワイアメントの関係性について、安定電源のうち、調整機能を有するものについては、実受給前のリクワイアメントとして、余力活用契約の締結が必要になる認識です。このリクワイアメントに未達成となった場合市場退出となる理解であり、運転開始前に余力活用契約の締結は出来ないため、期中運開電源に調整機能を有する電源は含まれないということで正しいでしょうか。若しくは、余力活用契約の締結期限も含めて、供給力提供開始予定まで猶予されることになりますでしょうか。	個別に運開予定、契約締結予定等のご状況を確認して判断させていただきます。